

## 座間市教科用図書採択検討委員会要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、座間市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 座間市立学校（以下「学校」という。）が使用する教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査審議するため、委員会を設置する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 2 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会がこれを任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会の代表
- (2) 校長の代表
- (3) 市小学校教育研究会、市中学校教育研究会の代表
- (4) 教頭の代表
- (5) 教員の代表
- (6) 保護者の代表
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長は、委員会で会議した内容を教育委員会に報告する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (調査員)

第7条 委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、委員長が委嘱する。

3 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他を参考にして教科用図書を調査研究する。併せて学校の希望を調査し、選定に必要な資料を作成して委員会に報告する。

4 調査員の任期は、委嘱した日から翌年の3月31日までとする。

5 教科用図書の調査研究については、当分の間、大和市・海老名市・綾瀬市と協力して行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。